平成２５年（フ）第４７７号
千葉県市原市青柳１丁目11番地９
債務者　佐藤さだ子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４７９号
千葉市中央区松波４丁目13番８号、本籍東京都江戸川区平井３丁目４番
債務者　池田　実幸
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４９２号
千葉県船橋市夏見３丁目４番４号　サンホームズ106号
債務者　岩崎　隆行
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４９５号
千葉県船橋市新高根３丁目15番14号　エスペランサ新高根205号
債務者　中野　幸二
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５０４号
千葉県八千代市八千代台北12丁目30番12号
債務者　糸井　謙一
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５０７号
千葉市花見川区宮野木台１丁目３番７号
債務者　吉鶴　里奈
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５０８号
千葉市花見川区宮野木台１丁目３番７号
債務者　吉鶴　千絵
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５１１号
千葉県船橋市三咲５丁目12番10号
債務者　大木　和人
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５４１号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地３街区14棟104号
債務者　堀越　静子
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３８５号
神戸市北区北五葉６丁目８番18―202号、従前の住所神戸市北区北五葉５丁目９番15号
債務者　石谷　　忠
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４１１号
神戸市兵庫区駅前通４丁目３番１―417号
債務者　片山　朱美
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２６号
長崎県南島原市西有家町須川386番地、前住所長崎県南島原市西有家町須川1647番地
債務者　川崎　伸二
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２５年（フ）第６２号
北海道小樽市入船２丁目11番３号　パークハイツ入船302
債務者　関川　秀美
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第２８８号
仙台市青葉区花壇３番　７棟403号室、住民票上の住所仙台市青葉区大町２丁目12番20号大沼ハイツ306
債務者　佐々木明彦（旧姓柳田）
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２９９号
仙台市泉区将監５丁目１番20―51号
債務者　菅澤　祐誠
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３８３号
宮城県名取市増田２丁目４番６－８号
債務者　綿引　秀峰
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第８０号
秋田県男鹿市野石字水上台11番地３
債務者　佐藤　文枝
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０２号
秋田市牛島東７丁目６番30号
債務者　熊谷　孝徳
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
秋田地方裁判所民事第２部